

制定 令和6年3月28日

改定 令和6年9月11日

京都市交通局週休2日工事実施要領

1 目的

本要領は、建設業における労働時間が長く、休日が少ないなどの課題に対し、働き方改革を推進し、労働者の健康確保や、将来の担い手を確保することを目的として交通局が所管する工事における週休2日工事の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害等への対応期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など（以下「対象外とする期間」という。））は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロール等を除き、現場事務所での作業を含めて一日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休

ア 「月単位の4週8休」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

イ 「通期の4週8休」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。

(6) 「4週7休以上、4週8休未満」とは、対象期間内(通期)の現場閉所率が、25.0%（7日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(7) 「4週6休以上、4週7休未満」とは、対象期間内(通期)の現場閉所率が、21.4%（6日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(8) 上記の(5)から(7)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、一日を

通して現場が閉所された場合は、現場閉所日数に含めるものとする。また、現場閉所率の算出において、現場閉所の日数には現場休息の日数を含む。

- (9) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値とする。

$$< \text{現場閉所率}(\%) = (\text{現場閉所日数} \div \text{対象期間日数}) \times 100 >$$

3 対象工事

週休2日工事の対象とする工事は、京都市交通局が発注するすべての工事を対象とし、入札公告、設計図書においてその旨を明示するものとする。

ただし、災害や緊急対応工事、現場特性により施工期間等に制約がある工事は除く。

4 発注方式

(1) 土木工事

次のいずれかの方式とするが、原則として受注者希望方式とする。

ア 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

イ 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(2) 建築・電気設備・機械設備工事

発注者が、通期の週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

5 積算方法等

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制に応じた取組が可能となる環境の構築が必要になる。このため、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指すものとするが、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実施に取り組むこととする。

(1) 土木工事

ア 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表1のとおり、それぞれの費用に補正係数を乗じるものとする。

表1 京都市交通局週休2日工事（土木工事）における補正係数

	通期の週休2日 【4週8休以上】	月単位の週休2日 【4週8休以上】
労務費（注1、2）	1.02	1.04
機械経費（賃料）（注3）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

注1 土木工事市場単価の補正係数は別紙1による。

注2 土木工事標準単価は別紙2による。

注3 仮設材は補正の対象としない。

注4 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料（測量、地質調査及び設計業務等）は補正の対象としない。

イ 補正方法

a 発注者指定方式

特記仕様書において、月単位の週休2日工事に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

b 受注者希望方式

特記仕様書において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成し受注者が希望した場合、精算変更時に補正係数を各経費に乗じたうえで設計変更により対応するものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、当初設計時（通期の週休2日）の補正係数とし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

（2）建築・電気設備・機械設備工事

ア 補正方法

以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（工事価格の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格材工単価）の労務費）を補正する。

①通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満（現場閉所率21.4% (6 日/28 日) 以上25%未満）

1. 0 1

イ 積算及び変更方法

当初予定価格において、通期の 4 週 8 休以上の達成を前提に、ア①により労務費を補正し工事価格を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、通期の 4 週 8 休に満たないものは、その達成状況に応じて、アにおいて対応する補正係数を変更して工事価格を積算し、請負代金額を変更する。なお、4 週 6 休に満たないものは、請負代金額のうち労務費補正額の全額を減額変更する。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 工事着手前

- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休 2 日が確保されていることを確認する。
- ・ 監督員及び受注者は、「対象期間」の設定として、工事着手日、工事完了日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

(2) 工事中

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

(3) 工事完成後

受注者は、工事完成後、速やかに最終の現場閉所率を「週休 2 日工事 完成時報告書」（様式 1）により報告する。

(4) 工事成績評定

週休 2 日が達成された場合、加点評価する。

7 週休 2 日工事の留意事項

- (1) 週休 2 日の取組に当たっては、既存の書類を活用するなど、事務負担が増大しないよう工夫する。
- (2) 監督員は、現場閉所日に作業を発生させるような指示を行わないことや、受注者からの協議にはできる限り速やかに対応するなど、週休 2 日の取組を円滑に推進できるよう配慮する。

- (3) 監督員及び受注者は、一つの工事現場において、分離発注等関連工事がある場合は、それらの工事の適正な施工期間を考慮し、全体の工程に遅延が生じないよう各工事間の調整を実施する。
- (4) 工期延長、工事一時中止などが生じた際は、受注者は、監督員と協議し対象期間及び対象外とする期間を再設定する。
- (5) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日工事であることを理由にした工期の変更は行わない。
- (7) 受注者は、交通局が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施するアンケート調査やヒアリング調査に協力するものとする。
- (8) 複数件一括工事の場合、現場閉所率の算定に当たっては、一つの現場として取り扱うこと（複数件のうち1件以上の工事において現場を開所した場合、一括契約している他の全ての工事においても現場を開所したものとして取り扱うこと。）。
- (9) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日中にも現場を開所していない場合に限る）。なお、詳細については事前に監督員と協議しておくこととする。

8 施行期日

本要領は、令和6年9月11日以降に入札公告を行う工事から適用する。

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工事	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属容射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者
交通局長 ○ ○ ○ ○ 様

下記工事が完了したので、京都市交通局週休２日工事実施要領第６(３)に基づき報告します。

[illegible]